

養老町収入保険加入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農業者の経営安定化に資するため、全国農業共済組合連合会と業務委託契約を締結する岐阜県農業共済組合が取り扱う農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）に加入した農業者に対し、予算の範囲内で交付する養老町収入保険加入支援補助金（以下「補助金」という。）について、養老町補助金交付規則（平成元年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保険料 全国農業共済組合連合会事業規程（以下「事業規程」という。）第11条に規定する保険料をいう。
- (2) 事務費 事業規程第13条に規定する事務費をいう。
- (3) 保険期間 事業規程第5条に規定する保険期間をいう。

(補助事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、収入保険に加入する事業とする。

- 2 補助金の交付の対象となる保険期間（以下「補助対象期間」という。）は、個人にあっては保険期間が事業実施の年の1月1日から12月31日までのものに、法人にあっては保険期間の初日が事業実施の前年の4月1日から事業実施の年の3月31日までの間に属するものとする。
- 3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助事業を

行う者であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 町内に住所を有する者(法人にあつては本店又は主たる事務所を町内に有する者)
- (2) 事業規程第4条第1項に規定する保険資格者に該当する者
- (3) 町税(国民健康保険税を除く。)を滞納していない者
- (4) 補助対象期間の保険料が5万円以上となる者
- (5) 収入保険に新たに加入する者
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象者1人又は1法人当たり1万円とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「申請者」という。)は、保険料及び事務費の額が決定した後、速やかに町長に対し補助金の交付の申請を行うものとする。この場合において、申請者は、当該申請を岐阜県農業共済組合長(以下「組合長」という。)に委任しなければならない。

2 前項の規定による申請の様式は、養老町収入保険加入支援補助金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)とする。この場合において、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 収入保険証書の写し又は収入保険の加入を証明できるもの
- (2) 補助対象期間の保険料が確認できる明細
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申請者から組合長への申請の委任は、申請者が署名した委任状(様式第2号)を組合長に提出することにより行うものとする。

4 組合長は、委任状を申請書に添付して町長へ提出しなければならない。

5 規則第14条に規定する実績報告は、申請書の提出をもってこれに代えるものとする。

6 申請期間は、保険期間終了後の最初の3月31日までとする。

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、
適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、養老町収入保険加入支援補
助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 規則第15条に規定する補助金の額の確定は、前項の規定による通知をもってこ
れに代えるものとする。

(補助金の交付)

第7条 前条第1項の規定による通知を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)
は、同項の規定による通知を受けた日から起算して、1月以内に養老町収入保険
加入支援補助金交付請求書(様式第4号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求に基づき補助金を交付するものとする。

3 補助金の交付の方法は、交付決定者が指定した口座への振込みによるものとし
る。

(交付の決定の取消し)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補
助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けた
とき。

(2) 交付の決定の内容及び交付に付した条件に違反したとき。

(3) この要綱の規定に違反したときその他町長が不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当
該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、
その返還を命じるものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和12年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に補助金の交付を受けたものに係る第8条の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。